

放送政策に関する調査研究会

(第9回会合) 議事概要

1 日時 平成25年6月5日(水) 10:00~12:00

2 場所 中央合同庁舎第2号館7階 省議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

大久保 直樹、大谷 和子、曾我部 真裕、新美 育文、長谷部 恒男(座長)、
山下 東子、山本 隆司

(2) 総務省

柴山総務副大臣、橋総務大臣政務官、小笠原総務事務次官、南官房審議官、
吉田総務課長、秋本放送政策課長、長塩地上放送課長、岡本放送政策課企画官、
井幡放送政策課企画官、小澤国際放送推進室長

(3) ヒアリング対象者及び質疑応答者

① 一般社団法人日本民間放送連盟

木村専務理事

堀木企画部長

② 一般社団法人日本新聞協会

細田メディア開発委員長

大西メディア開発副委員長

③ 日本放送協会(質疑応答対応)

今井経営企画局専任局長

植田経営企画局専任部長

4 議題

(1) ヒアリング(NHK関係)

・一般社団法人日本民間放送連盟

・一般社団法人日本新聞協会

(2) 海外の公共放送のインターネット関連業務について

(3) 自由討論

(4) 今後のスケジュールについて

(5) その他

5 議事概要

(1) ヒアリング(NHK関係)

・一般社団法人日本民間放送連盟

○説明内容

『一般社団法人日本民間放送連盟提出資料』（資料9－1）に基づき、木村専務理事より説明。

・一般社団法人日本新聞協会

○説明内容

『一般社団法人日本新聞協会提出資料（ヒアリング資料）』（資料9－2－1）及び『一般社団法人日本新聞協会提出資料（添付資料）』（資料9－2－2）に基づき、細田委員長及び大西副委員長より説明。

（2） 柴山総務副大臣あいさつ

【柴山総務副大臣】 前回はNHKからハイブリッドキャストをはじめとしたインターネット関連業務に関する制度のあり方について意見及び要望をいただいたところです。公共放送として実施すべき業務のあり方といった観点から、構成員の皆様と意見を交換させていただいたところですが、今回はその要望に関して、他の団体からも意見を伺うということで、日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）及び日本新聞協会（以下「新聞協会」という。）に来ていただいている。公益性とは一体どういう意味を持つのか、また、それぞれの団体の役割分担の視点、また、新しい分野に参入することが、誰のどのような利益に影響してくるのかといった問題など、様々な視点で、今日も活発な議論が展開していくことを期待しています。

（3） 橋総務大臣政務官あいさつ

【橋総務大臣政務官】 民放連及び新聞協会から、今回のNHKの業務の拡大に関する要望に対する建設的な意見を伺い、大変感銘を受けました。ちょうど5月31日から東京タワーからスカイツリーへの（地デジ送信所の）切り替えがあり、NHKと民放が協力し、最終的な対策も毎日一生懸命取り組んでいただいている。これは本当に厚くお礼を申し上げなければいけないと思います。

NHKの要望の中で、時代の変化に伴い、例えばラジオの難視聴の問題、東日本大震災等を踏まえた防災・災害対応の問題、あるいは教育や福祉に対するICTの活用の問題、そして、ハイブリッドキャスト等テレビの将来像を見据えた提案がありました。それに対する2団体からの意見の中では、色々なことを理解しながらも、その中で、補完性の原則、受益と負担と兼ね合いの問題、あるいは第三者機関等の設置による透明性の確保、そして、（業務）範囲の明確化という幾つかのキーワードが出てきたと思います。この後、そういった項目について、構成員の色々なやりとりの中で、徐々にお互いの距離が縮まっていく1つの答えが出てくるのかなと思います。

こういう場でぜひよく議論していただき、今日的な状況におけるNHK、民放連及び新聞協会の役割分担といったことを建設的にまとめていただければ大変幸いと思います。

（4） 海外の公共放送のインターネット関連業務について

○説明内容

『海外の公共放送のインターネット関連業務について』（資料9－3）に基づき、事務局

から説明。

（5）質疑応答

【大谷構成員】 民放連、新聞協会ともに、プレゼンの中で、第三者機関によるインターネット事業の内容についての事前あるいは事後チェックの提案をしていますが、実際、例えば放送法第20条（第2項第2号）に基づく実施基準などの適用状況などについて、内部的なチェックなどをしている現状があるか教えてください。

【ＮＨＫ経営企画局今井専任局長】 放送法第20条第2項第2号の業務については、（無料提供で実施する部分は）法律の定めによりＮＨＫが作成した基準にのっとって実施しています。ご案内のように、費用については40億円を上限とすることや、我々の要望の中にあるように、基本的には放送終了後1か月以内といった基準を設けて実施し、結果については年度ごとに、公表しています。

本日の議論との関係でいうと、例えば市場への影響ですとか、そういったことも含めた事後チェックの仕組みは現状ありませんが、例えばＮＨＫオンデマンドサービス（以下「NOD」という。）、あるいは子会社等の活動状況等については、意見を受け付けるため、外部の専門家の方々の委員会等を用意しています。

【大谷構成員】 外部の専門家の第三者委員会の用意があるということですが、実際に他の事業者等からの意見などの受付実績はどうなっているのでしょうか。

【ＮＨＫ経営企画局今井専任局長】 前述の委員会は、インターネット業務全般についてのものではありませんが、NOD、また、子会社の活動等について、活動が適正に行われているかに関して事後的に苦情等を受け付ける仕組みをとっています。しかし、実際には、ほとんど意見等はありません。

【大谷構成員】 民間事業者がNODの窓口に意見を伝えた実績がないということは、これまで、それほど懸念になるようなことはなかったと受けとめてよろしいのでしょうか。

【民放連堀木企画部長】 ＮＨＫに対して、特にNODに関して民放事業者から意見を伝えたということはない承知しています。

【柴山総務副大臣】 今、大谷構成員が指摘したように、民放連の要望にはNHK内部に第三者的な審査機関を新設して欲しいと書いてあるのですが、NHKには既に経営委員会があるので、英國の例にあるような市場における影響なども含めた事後チェックのための専門家を拡充するなどして、わざわざ第三者審査機関というものを新設せずとも、少なくとも現時点では民放連として何か不満というものはないと理解していいのですか。

【民放連堀木企画部長】 今（意見を伝えたことがないと）申し上げたのはNODに関することです。NODは有料で、区分経理でやっているサービスですから、実績や収支が明快にわかるものになっています。もしもこれが無料のサービスで行われるとすると、そのこと自体に対して民放事業者としては意見があると思います。それは先ほど事務局の報告にあったドイツでインターネットを導入する際、民間事業者、民放や新聞の反発を受けたとありますが、日本の民放事業者も意見のあるところだと思います。特に今回NHKが要望しているハイブリッドキャストに関しては、私たちもサービスの外縁部や法制度上の位置付けに関して、よく分からぬところがあります。

ですから、現在意見を申し入れた実績がないからといって、これから通信・放送連携サービス全般にNHKが乗り出そうとする中で、今後も今の枠組みでいいとは民放は考えていません。

【山下構成員】 民放連のプレゼンに対して1つ確認したいことがございます。資料2ページの3つ目のポツで、「民放が最も危惧するのは、NHKが受信料収入を使いインターネット関連業務を拡大することだ」ということですが、それでは受信料収入を使わず、有料等の、何か別の方法でのインターネット業務であれば、懸念はないと考えていいですか。

【民放連木村専務理事】 必ずしも受信料を使うものだけではないと思います。民放も有料のインターネットサービスを実施していますので、そこでは競争関係にあり、NHKが有料でやる場合であっても、サービスの中身や範囲、適正さ等は、我々に影響する部分です。従って、必ずしも無料部分だけのことを言っているわけではありません。

【新美構成員】 新聞協会と民放連に伺いたいのですが、補完性の議論について、補完という言葉の中に色々な意味が紛れ込んでいる気がします。1つは、民間でできるもの以外だけをやるという意味での補完性、もう1つは、放送でできないものについて補完するという意味、このように補完という言葉は多義的であるので、具体的にどういうことを想定されているのかを明確に示して欲しいと思います。

【民放連木村専務理事】 我々も補完という意味合いがあいまいではないかということを気にはしています。

だからこそ、構成員の方々の議論を伺いたいところです。今は、メディア環境が大幅に変化していますし、放送の持つ意味自体が変わっています。そうすると、補完とは何を指すのかの解釈も変わってくるのではと思います。分かりやすいところで言えば、NHKが配信可能なコンテンツは既放送番組等に限られており、放送と関係のない独自コンテンツは明らかに補完とは言えず、先ほど言った受信料制度の関係からも配信すべきではないと思います。

それから、例えばハイブリッドキャストのように放送・通信連携サービスのような新しい形のものは話が複雑です。マルチデバイスを使って、通信経由で別のコンテンツを流すとなると、NHKは、当然ここは補完と位置付けると思いますし、関連情報であれば補完

にあたるよう思います。しかし、マルチデバイスに流される通信経由のコンテンツに価値が生じてきた場合などは、我々のやろうとしている部分と競合する部分もあるので、新しい概念のこうした部分に関する補完という位置付けに関しては、ぜひ構成員の方々の知見も伺いたいたく、また、NHKの意見も伺いたいと思います。

【新美構成員】 私もその辺は重々わかっていますが、業務の中身や補完性といったことで、ハイブリッドキャストを排除するのは難しいと思います。というのは、お互い放送の中身をよくするという使命の下では、特に同時配信のことを考えると、補完性とのみで排除するのは難しいだろうと思います。英国やドイツでの議論も見ると、基本的には市場にどれだけ影響を与えるのかという観点から議論されてきている。ですから、業務としての補完性という議論であるのか、市場への影響なのかというのは、きちんと切り分けて議論していくほうが生産的ではないかという気がします。その結果として業務はここまでという範囲を縮めることはあってもいいと思いますが、そういった議論をぜひ皆さんと一緒にしていきたいと感じました。

【民放連木村専務理事】 我々もハイブリッドキャスト等々を駄目だという気はなく、我々もNHKの技術を使わせていただく形でサービスをやろうとしています。しかし、通常業務としてNHKが恒常に実施する場合、受信料を財源としているので、コストと効果の問題もありますし、受け手の問題も出てくると思いますので、どういったことをやるのかについては見ていかないといけないと思います。色々なアイデアが出ているのは大変いいことですが、恒常業務という観点からはもう少し（業務）範囲を明確にする必要があると思います。

【新聞協会メディア開発委員会細田委員長】 新美構成員から話があったように、補完という概念を業務から見るのか、あるいは市場で考えるのかというところは、私も目から鱗が落ちるような状況です。新聞協会の委員会での議論では、この問題は各社によって意見が違います。また、放送と通信の融合というものが今どの状況にあり、これからどうなるかという、その見極めに非常に大きく関わってくるところですから、協会全体として、当委員会全体としての意見をまとめ切るところには至っていません。

1点、先ほどの大谷構成員のお話に対して1つだけ付け加えたいのですが、第三者機関によるチェックに関して、コンテンツの中身について新聞界では非常に議論しています。人権問題等さまざまのことについて、インターネットで発信するコンテンツをどうコントロールしていくかは、新聞に関しても同様の問題を抱えていると思います。

【曾我部構成員】 新聞協会の資料にもありますが、NHKの技術の開放や公開について、現状、技研を中心とした技術開発の成果を民放事業者等に提供することはあると思いますが、それはどういった形で提供されているのか教えて欲しいと思います。

【NHK経営企画局植田専任部長】 基本は機関誌や学会への発表です。放送法には放

送に関する研究成果の公表ということもＮＨＫに義務づけられていますので、ＮＨＫの技研、あるいは文研には自身の機関誌があり、そこへ論文を発表し、得られた知見について学問的に整理して公表しています。これ自体は直接放送ではありませんが、受信料を使ってやっているので、こうしたことも公表しています。

【曾我部構成員】 ということは、基本的に第三者は自由に研究成果を利用できるという理解でいいのですか。

【ＮＨＫ経営企画局植田専任部長】 研究内容はおっしゃる通りですが、必要に応じて特許権を取得します。それは特許権を逆に取られると、ＮＨＫ自身が利用することができなくなるためであり、どちらかと言うと防御的な観点に基づき特許権を取得して、有料もしくは無料といった形での許諾をしているという形になっています。

【柴山総務副大臣】 事務局に伺いたいのですが、諸外国の公共放送において、新しい技術が民放と競合する場合の仕組みについて、これは諸外国の公共放送の様にインターネット関連業務が必須業務であることによって、ＮＨＫと諸外国の公共放送との間で何かビジネスモデルにおいて差があるのか、それとも全くないのか。つまり日本において本当にそのまま参考にできるのかどうかについて研究をしているなら、ぜひ教えていただきたいです。

そして、もし民放連あるいは新聞協会で、こうした諸外国の公共放送におけるインターネット関連業務の必須業務化ということについて、何か感想があればぜひ伺いたいです。

さらに、民放連の説明、資料の中で、2ページ目に「受信料収入を使ってインターネット関連業務を際限なく拡大すると放送の二元体制のバランスが崩れ、ひいては国民・視聴者に不利益をもたらす」とあります。事業者や団体が不利益をこうむるのはよくわかりますが、国民・視聴者にどのような不利益が及ぶのかについて、民放連に伺いたいと思います。

【岡本放送政策課企画官】 まず諸外国のビジネスモデルが、日本と異なっているのかどうかですが、日本では公共放送・民間放送の二元体制という言い方をしておりますが、英仏独、欧州の場合は比較的公共放送の存在感が大きいという面があります。したがって、公共放送にインターネットも含め色々主導的な役割を果たしてほしいといった社会の要請が強い面があるのではないかと推察されます。

【柴山総務副大臣】 特許の開放とか、その辺についてはわかりませんか。

【岡本放送政策課企画官】 現状はその部分の知見がありません。

【長谷部座長】 私が知っている限りで申しますと、欧州の各国の公共放送は、ＮＨＫと異なり番組を制作し供給することが任務で、ハードの管理・運営と切り離されています。

ですから、そこはＮＨＫとは少し違うところがあると思います。

【民放連堀木企画部長】 必須業務という言葉の意味するところが、日本と欧州各国で同じなのかどうか分からぬので、コメントしにくいけれど、日本の場合、ＮＨＫは国内基幹放送を行うこととして、テレビジョン放送、中波、超短波、国際放送と放送の態様で決めています。他方、例えば英国の場合、オンラインサービスと書いてあるだけではないかと思います。オンラインサービスはどこまで実施することが義務づけられるのかよく分かりません。日本もそういった意味では、ＮＨＫは既にインターネット関連業務を、無料の範囲でも上限40億円のキャップをはめて実施しているところですから、実態としては「オンラインサービス」を行っているわけです。ですから、ここに英国のようにオンラインサービスを同じような意味で日本の必須業務の中に入れるとどういった影響があるのかは、民放としてもよく分かりません。

また、座長からお話があったように、日本は世界で多分唯一だと思うのですが、民放テレビ局と公共放送のテレビ局が同じ年に開局した稀な国です。イギリスではＢＢＣとＩＴＶの開局はそれぞれ1936年と1955年ですから、約20年の差があります。その他の国もほぼ公共放送ができてから20年から30年後に民放ができるというところもありますので、先ほど木村から成り立ちや制度が違うと申し上げたのはそうしたことに依拠しているものだと思います。

【新聞協会メディア開発委員会細田委員長】 必須業務と国民への不利益の関係については当委員会でも議論を重ねたことがあります。資料の末尾にもありますが、我々もメディアの多様性、多元性を担保して、国民の情報選択の幅を維持、拡大したいというのが基本的な立場です。

諸外国との関係では、言葉の問題とか、日本の新聞業界と欧米の新聞業界の運営の違い、あるいはそれに基づくデジタルサービスの展開の違い等々、非常に客観条件が違っているため比較はできませんが、様々なメディアが電子的な技術の進歩を使って様々なコンテンツを発信していく。その多様性を大きな意味で認めていく。そこから議論していくのがいいのではないかと考えています。

【柴山総務副大臣】 国民の不利益についてはどうでしょうか。

【民放連木村専務理事】 多分その質問が来るのではないかと思っていましたが、要するに、民放が各地域で果たしている放送局としての役割をどう評価するのかということだと思います。インターネットによって、エリアを越えて様々なコンテンツが享受できることは、大変結構なことです。放送以外のコンテンツをＮＨＫが際限なく地方に発信する影響はやはり大きいと思います。ある地域におけるメディアのキャパシティーといいますか、適正な規模はあると思います。ＮＨＫは、全国1社ともいえる巨大な組織であるのに対し、我々民放連は固まって話はしていますが、個々の会社はそれ自立的に経営しているもので、決して個々の規模は大きくありません。ですから、地方においてＮＨＫと

民放の構図は、非常に体力差がある構図になっています。

ローカル局もインターネット配信への取組を強めているし、関心もあると思いますが、自分たちが発信することによって得られる利益とNHKの強力なコンテンツがどんどん流れ込んでくることのデメリットを考えると、ローカル局にとっては非常に痛手になることは間違いないと思います。ローカル局の体力が弱っていって、ローカル放送が成り立たなくなつて本当にいいのだろうかという問題意識の下で、極端な言い方をしているところもあります。しかし、現実にローカル各局は非常に厳しい中で経営していますし、インターネットに興味を持ちつつもなかなか商売にならない中で、強力なNHKのコンテンツが入ってくることに対する恐怖感は非常に大きいと思います。

地域密着情報などはローカル局が担っています。民放の場合はCMを放送しており、ローカル局の流すCMはローカル経済にとっての潤滑油として非常に大事な側面を持っています。こうした事情から、今後も私ども各地域における民放の役割、存在は大事だと思いますので、その辺の体力差、バランスは配慮していただきたいと思います。ローカル局が元気になっていくことが国民・視聴者のためだと思っているので、やや極端な書き方とは思いますが、意見中には不利益というような形で書かせてもらいました。

【NHK経営企画局今井専任局長】 必須業務化については、国民・視聴者の間にそういった意見、要望があれば検討するということで、我々から何か言う話ではないかと思いますが、現在要望している内容はいずれも任意業務として実施することを念頭に置いています。

その理由については、例えば放送終了後1週間程度、オンデマンドサービスの提供を諸外国においては法律で義務付けているというようなことがあります、NHKの場合は、放送終了後1か月までとしています。ですが、決定的に違っているのは、放送番組を丸ごと無料で提供することは基本的にはやっていません。無料で提供するとしても、限られた番組だけです。任意業務ですので、多少取捨選択していますが、放送終了直後から番組丸ごと提供するのは基本的には有料でやっています。そのために無料部分と有料部分はアクセス数、利用件数などが大幅に違つており、無料で実施すると、費用が非常に増加します。諸外国とNHKのインターネット関連業務の費用も、日本は比較的少ないわけですが、これは内容を分析したわけありませんが、おそらく必須業務か、任意業務かという点が大きく影響していると思います。私どもも、国民からの要望が非常に強ければ、必須業務としてやっていくことも場合によってはあり得ると思いますが、何分実施財源の確保が前提にあり、一体として検討する必要があると思います。

【NHK経営企画局植田専任部長】 少し補足します。もう1つご指摘ありました多様な情報源による情報提供ということですが、新聞でも放送でも、多様な情報源が存在し、国民が様々な情報源から情報を得ることが非常に重要だということは全くご指摘のとおりだと思います。ただ、NHKがインターネットで情報を提供することによって他の情報源の経営にどの程度影響を与えるかという懸念については、むしろNHKのインターネットによる情報提供よりも、もっと別の要因が今の社会の中にはあるのではないかと思います。

そのあたりも含めて、(民放連の)木村専務理事も若干大げさな心配だとおっしゃっていましたが、検討していただければと思います。

【長谷部座長】 先ほどの新美構成員のご指摘の中で、市場に対する影響という話がありましたが、ベースラインをどこに置くかという問題があり、現状をベースラインにしてしまうと影響があるに決まっています。そこで、(NHKとその他メディアの) あるべきバランスというものが何か考えられるとすると、そこをベースラインにすることも考えられます。そのあたりで大久保構成員から何かご意見はありませんか。

【大久保構成員】 先ほどNHKからも話がありましたが、確かに影響があると言われるとそうかもしれませんので、謙抑的にやるというのは1つの手だと思います。しかし、謙抑的にやることによって果してローカル局や民放がやっていける方法がうまく見つけられるのかどうかわかりません。できれば色々なコンテンツが世の中に出回っていた方が、国民のためになるならば、もちろん費用がかかる部分はどうするかという問題はありますが、お互いに縛り合うというよりはそのコンテンツを出していく方向に、何か国としてできることはないのかということを民放連に伺いたいです。なかなか直接資金的に援助するというわけにはいかないでしょうが、制度的な面で国ができる事は何かないでしょうか。

【民放連堀木企画部長】 NHKのために国が何をするか、ですか。

【大久保構成員】 いや、違います。市場としてうまく育てるために、民放は色々苦労していると思いますが、市場としてさらにきちんと独立するように育てれば、NHKが出てきても何とかなるように思いますし、その方がおそらく社会としては非常にいい方向ではないかと思うのですが、そのために何か国ができる事はありませんか。

【民放連木村専務理事】 確かにあれも駄目、これも駄目ではなく、あれもやる、これもやるというWin-Winの関係というのはきれいな結論だとは思います。ただ、実態はそれほど甘くなく、ローカル局は本当にぎりぎりでやっていることも事実です。地方におけるメディアの重要度は、今は地上波何波とNHKというだけでなく、インターネットも各社やっているし、衛星もある。地方局においても多チャンネル化されています。そういう各地方におけるメディア状況や、適正なメディアの育成の仕方はあると思いますので、何でもやりなさいとは言いにくい。そこで、インターネットに助成金を与えるというのはあるとは思いますが、それが本当に長続きするのでしょうか。コンテンツの海外展開では、政府もお金を出して、ローカル局に呼びかけると大変喜んで色々応募もしていますが、本当にそれが長続きしてローカル局の経営にいい影響を与えるかという点は、まだあまり見えないところです。逆に本当にいいアイデアがあれば教えて欲しいです。我々もだめとばかり言っているだけに思われてしまうかもしれません、やはりNHKの力は強い。先ほど、NHKからローカル局の経営のきつさというのは、NHKがインターネットをやるからじゃないという話がありました、やはりメディア間競争ということで言えば、N

NHKの力は圧倒的なので、その辺りは我々の立場も十分踏まえた仕切りにしていっていただきたいです。

【曾我部構成員】 確かにNHKがインターネット関連業務に積極的に乗り出していくことによって情報の多元性、多様性は増すと思いますが、他方、従来の二元体制そもそも多元性、多様性のための仕組みであるわけで、NHKが積極的にインターネットに出していくことによって二元体制が失われていくということになれば、最終的には多様性が毀損されるという関係にあると思います。今回、業務範囲を拡大することで直ちに二元体制が崩壊するということはないと思いますが、二元体制への影響に関しては中長期的にとらえる必要があると思います。この話は以前この場で議論していた、マスメディア集中排除原則の話とも共通する点があります。そこではどういった議論がされていたかというと、マスメディア集中排除原則を緩和していくことの影響とは、一度多様性が失われてしまえば取り戻しがつかないので、保守的に考えようということが言われており、その発想はここにまさに当てはまるものと考えています。そうだとすると、NHKの今回のインターネットでの活動領域の拡大も段階的に認めていくというのが妥当なアプローチだと考えており、現状は特認業務でまず認めて、それで一定期間後に正式に認めるなら認めるというアプローチをしているので、そういう意味では非常に適切な考え方かなと思います。

他方で、ハイブリッドキャストに関しては、これはサービスとして未知数で、いつになったら業務範囲が確定するのかというと、ずっと確定しないだろうと思います。この点に関してはイノベーションという面もあるので、先ほど申し上げたことと少し矛盾する面もありますが、あらかじめ限定的に規律するよりは、ある程度自由を認めてイノベーションを促していくことが国民・視聴者の利益になるのかなと思います。

【山本構成員】 今日の議論を聞いている限りでは、大きな方向性は前回の会合とそれほど変わらないのかなと思いました。つまり、NHKがインターネット関連業務をやること自体に反対というわけではないが、放送を本来の業務とすると、受信料収入をもとに放送を行っているということとの関連性は必要なはずであり、その点のチェック方法如何が問題なのであれば、それほど大きな方向性に違いはないと思います。

その場合に、1つは、放送の補完という場合の補完とは何かについては、確かに明らかにするのは難しいところですが、ある程度はブレークダウンできるのかなと思います。それは例えば、前回も話が出ましたが、放送のために収集した情報等を使って行うことである、といった情報の収集の方法の問題。それから、間接的になってしまふのかもしれません、先ほどの市場への影響ということもあると思います。市場への影響というのは、確かにベースラインをどこに置くかで全く評価が変わってくるところがあるので、なかなか難しいとは思います、少なくとも市場への影響が非常に強いとなると、放送と切り離してこうしたサービスを進めようというインセンティブが高くなるという意味では、非常に影響が強いものについては慎重に検討する必要があるということは言えるのかなと思います。

それから量的なことで言えば、予算上の範囲の制約の問題です。これは現在でもある程

度行われていることだと思います。ただ、抽象的な基準を出しても、限界がありますので、結局は、個々の業務を見ていくしかない。その場合に、今日色々話を伺っていると、各論のところで、物によってはかなりコンセンサスが得られているものとそうでないもの、それから、大体の相場観ができ上がっているものと、これからまだ進んでいくため、現段階で一般論としてどうこうは言えない問題とに大きく分かれると思います。大きく法令上一般的な規定だけを置けば十分だと思われる、災害報道のようなものが一方にあり、それから、ハイブリッドキャストのように、現段階で全部認めると言うのはなかなか難しく、個別にチェックしていくしかないというものもあれば、その中間にはおそらく包括的な、あるいは計画については事前にチェックするが、細かいところまでは見ないといったものとか、そのあたりを仕分けして制度を考える必要があると思いました。

その上で、さらに大きな問題としては、チェックする機関の問題です。これは現在では、先ほどのNHKのお話によると、1つは経営委員会があり、それから内部において対象は限られていますが、専門家が審査するという機関はある。また、行政の側では、認可の場合にはもちろん総務省が行うわけですが、その際は電波監理審議会がチェックする体制になっているわけです。これに加えて、あるいはこれに替えて、何を考えていくかということになりますが、英國等の話を伺っていると、あまり重たい制度を作ると結局機能しなくて、意味がなくなるということがあります、機動的でかつ透明性の高いものをどのように作っていくのかというのは確かに大きな問題だと思いました。

1つ質問をしたいのですが、新聞協会が最後に第三者機関ということを言われており、これはどこにどういう構成で置かれる第三者機関というのを想定されているのでしょうか。民放連はNHKの内部に色々な代表や専門家を入れた第三者機関を作るべきであるというご提案だったと思いますが、新聞協会は第三者機関についてNHKの中に作るべきだとうふうに言っているのか、それとも、電波監理審議会のようなより専門的な機関を外に作るべきであると考えているのか。また、その内部の構成ですが、どういったメンバーの機関というのを考えているのかといった部分について伺いたいと思います。

【新聞協会メディア開発委員会細田委員長】 資料の「おわりに」や、総論で第三者の目や、第三者機関という表現をしていますが、我々の中では、NHKがどこにどういうものを作るべきだということまで提言や意見を言うことは差し控えたいという意見もありますし、当委員会としてNHKはこういうものを作ったらどうですかという意見がまとまっているわけでもありません。

ただ、先ほども申し上げましたが、新聞業界でもインターネットでのコンテンツ提供に関しては非常に七転八倒しており、各社で様々な取り組みを行っています。その中で、全ては紹介できませんが、私がこの立場を少し離れ、共同通信社のデジタルコンテンツを扱う部署を担当しているという立場で申し上げると、1つは、各社にありますが、外部に「報道と読者」委員会というものを設け、紙だけではなく、発信するあらゆるコンテンツについて、第三者の意見を聞き、チェックしていただくという機関を既に持っています。

もう1つは、インターネットの世界というのは非常に（動きが）速く、様々な情報が飛び交っているので、そこに精通したウェブマスターという役職を内部に作っています。共

同通信社が発信するデジタルコンテンツはどう使われて、例えば昔のニュースについて疑惑が生じた場合どうするかなど、技術的なことも含めて管理するウェブマスターという仕組みを内部に持っています。そういったことに各社取り組んでいますが、統一的に業界全体として何かをするとまでには至っていないと認識しています。

【秋本放送政策課長】 新聞協会の資料4ページの「おわりに」の箇所の下から2つ目の文章に、「放送・通信の融合が進む中、放送法が実態に沿わなくなりつつある。抜本的な法改正も視野に入れなければならない」と記述されています。抜本的な法改正の内容として想定されているのは、この前の文章までに書かれたことを想定しているのか、これ以外のことと想定しているのか、もし現時点で考えがあれば伺いたいと思います。

【新聞協会メディア開発委員会細田委員長】 質問のところは、前の文章を指しているわけではありません。放送と通信の融合が進むという現状の中で、色々な議論がありますが、もし現行の放送法がその実態に合わなくなっていると合意できるのであれば、法律そのものを考えたほうがいいのではないかという意見が当委員会の中にあるという意味で、この一文のみ独立しております。

【民放連堀木企画部長】 先ほどの山本構成員のご質問に関してですが、民放連は今回NHKの内部に第三者的な機関を、と申し上げています。第三者機関ではなく、第三者「的な」と、少し引いていますが、この第三者的機関については一番議論があったところです。そもそもこんなことを民放連が申し上げない方がいいのではないかといった意見もありましたが、あえて書かせていただきました。それは、この話は、インターネットサービスの外縁部を考えるとか、規定しようとすると、法律や制度ではなかなか決め切れないところが出てきてしまうのは、前回の検討会の議論からも思ったところです。放送法が事業者の自主、自立を大原則としているという立場からすると、まず作るのであればNHKの内部に作る方がいいのではないかと考えました。従って、ここは作るべきだと、作ってほしいといった強い意味で申し上げたわけではないのですが、どうしても外縁部を決めるということで透明性を持たせるのであれば、こういったチェック機関が必要だろうし、作るのであればNHKの内部ではないかという順番で考えて、ここに書かせてもらいました。

【山下構成員】 ハイブリッドキャストについて、2つの面から質問を申し上げたいと思いますが、1つは、ハイブリッドキャストについてNHK以外からも、これを進めているのではないかといった雰囲気の話があったと思います。しかし、私自身は、ハイビジョンになり、1つのテレビのチャンネルが大きな帯域を持ったときに、通常はハイビジョンで高画質ですが、他にも複数の画面に切りかえたりして、補足的な情報も一緒に画面で送れますし、また、画面を切りかえて複数のコンテンツを1つのチャンネルの中で送ることもできたりするのではないかと思います。

また、4K・8Kということも言われており、1つの画面の中にたくさんのコンテンツを流すことが可能になるのではないかと思います。そうすると、なぜあえて放送と通信の

融合という大きな壁を越えてまで、ハイブリッドキャストをやらなければならないのかということが私には疑問です。

それから、これに関連して、もしハイビジョンの帯域の中でやれば、先ほど新美構成員からお話をあった附帯業務か否かという問題はなく、これは放送としてやれることなると思いますが、インターネット回線を使うと、同じ内容であっても附帯業務か否かという大きな議論に変わっていくと思います。結局、何の線を通るかによってNHKの本来業務なのかどうかということが変わってくるのだろうかと疑問に思い、質問しようと思いました。

【NHK経営企画局今井専任局長】 今ご指摘のように、放送の中でもマルチチャンネルやデータ放送等で色々な情報を伝えしており、それ自体は今後も努力していきたいと思っています。ただ、前回も説明しましたが、情報量として、特に動画系のものや細かいデータになると、データ放送等では帯域が足りません。しかし、そういった情報を放送と同時に送って、放送番組を視聴する際に参考にしてもらいたいという考えがあります。このように、伝送可能なデータ量の制約が放送は大きいということが1点です。

もう1点ですが、ハイブリッドキャストは融合サービスとして色々なことができます。一例ですが、タブレットでの操作です。放送画面に対して色々操作する際に手元のタッチパネルで操作するという扱いやすさがありますので、そうしたことに使おうとすると、放送だけではうまくいかず、NHK側がハイブリッドキャストサーバーに用意したアプリを利用してもらうという仕組みが必要です。今後どのようにハイブリッドキャストが発展するかわかりませんが、1つは量の問題、もう1つは発展性の問題、その2点でハイブリッドキャストのための制度整備が必要だと今のところ考えています。

【大久保構成員】 今は、テレビを見ている際に（視聴者が他に）何をしているかは多分わからないと思うのですが、ハイブリッドキャストやスマートテレビになることによって、例えば番組を見ながらどんな反応をしたかとか、誰にお知らせをしたかといった情報が放送局側に残るということなのでしょうか。今もいわば人間側がハイブリッドになっていて、タブレットを見ながらテレビを見て、フェイスブックで何か言うとか、ツイッターでつぶやくなどをやっていますが、それを放送局がやる意味というのは、結局、テレビを見ながら何をしているかという情報が分析できるようになるのではないかでしょうか。

【NHK経営企画局今井専任局長】 データの利用とか、そういったことに主眼があるわけではなく、放送と同期をとるため、放送局側で放送波に重畠して信号を送らないと、なかなか十全のサービスができません。似たようなことはできる可能性はありますが、放送と同期をとることはなかなか難しいので、ハイブリッドキャストの仕組みを用いたいということです。

【大久保構成員】 もし仮にテレビを見ながら何をどうしたというのがわかるとすれば、NHKであれば、それが放送番組作りにフィードバックされる。民放であれば、どうやっ

てこれを利益の獲得につなげたらいいかという、そういうデータが放送局の手元に残るという意味で、放送の補完なのではないかと理解していたのですが、そういったことは考えていないのでしょうか。

【ＮＨＫ経営企画局今井専任局長】　　技術的な可能性が色々あるということは承知しています。ただ、視聴履歴等の利用については、やはり慎重に物事を考えていく必要があると思っています。

【柴山総務副大臣】　　それぞれの立場で、本音ベースで色々な利害状況を聞くことができました。要は、先ほど民放連の木村さんからあったように、国民のサービスにとって何が最善になるのかということをまず一義的に考えながら、Win-Winの関係がなるべく築いていけたらいいのではないかと思いました。コンテンツの内容についての議論が今日はあまりありませんでしたが、こういったコンテンツであれば、NHKがインターネットで発信しても、それが視聴者への負担にならなければ、他の人も異議は唱えないというものも結構あると思います。また、アーカイブ化した際の著作権処理の問題等についても、先ほどNHKから、二次利用についての著作権の獲得という話もありました。様々な波及的な問題についても検討を深めていく余地はあると思いました。

また、チェック機関のあり方ということが非常に重要なテーマとなってきたと思いますが、チェック機関の中では公益性、あるいは本来業務との関係性ということのみならず、今話があった市場性ということがきちんと専門的に語られなければいけないと思います。ただ、そういった要請の一方で、先ほど曾我部構成員から話があったように、新しいビジネス分野においては、やはりイノベーションを応援していかなければいけないという要請があるので、様々な要請の調和をとれた形で進めていければいいと思いました。

－以 上－